



総務省

競争ルールの検証に関するWG 報告書2024概要

令和6年10月
総合通信基盤局

- ◆ 2020年4月から、「電気通信市場検証会議」（座長 大橋弘 東京大学副学長・東京大学公共政策大学院 教授）の下でのWGとして、
 - ・ 2019年改正の電気通信事業法（通信料金と端末代金の分離、行き過ぎた囲い込みの禁止）の**効果・影響**や、
 - ・ 料金等の提供条件、事業者間の競争環境**等についての評価・検証を実施**し、毎年、夏頃に報告書を公表。
- ◆ **2023～2024年の検証**は、11月から開始し、主に次の事項を議論。
 - ✓ **モバイル市場の競争を一層促進させるための対策**（モバイル市場の寡占的な状況が継続しているため）
 - ✓ **中古端末を含む端末市場の活性化のための対策**（利用者が端末をニーズに応じて多様なものから選択できるようにすることも重要であるため）

2024年6月21日に案を取りまとめ、意見公募（6/22～7/22）を行った上で、報告書2024を9月12日に公表。

構成員

新美 育文	明治大学 名誉教授〔主査〕	佐藤 治正	甲南大学 名誉教授
相田 仁	東京大学 特命教授〔主査代理〕	関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
大橋 弘	東京大学 副学長・公共政策大学院 教授	西村 暢史	中央大学 法学部 教授
北 俊一	株式会社野村総合研究所 パートナー	西村 真由美	全国消費生活相談員協会 IT研究会 代表

検討スケジュール

2023年		2024年					
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月～9月
11/16 ● 検討 開始	12/4 12/22 ● ● 関係者 関係者 ヒアリング①ヒアリング②	1/29 ● 検討の進め方	2/16 ● 関係者 ヒアリング③	3/13 3/28 ● ● 関係者 関係者 ヒアリング④ ヒアリング⑤	4/24 ● 論点整理案①	5/20 ● 論点整理案②	6/12 6/20 8/9 9/12 ● ● → ● ★ 報告書の 報告書案 パブコメ 報告書 報告書 方向性案 (6/22～7/22) 取りまとめ 公表

規制の導入以前のモバイル市場

1. 人気端末の購入等に対する過度な利益提供

(例：高額なキャッシュバック、0円端末)



途中でやめたら
違約金9,500円



2. 行き過ぎた囲い込み契約

(例：「4年縛り」、違約金9,500円)

規制の導入

(2019年電気通信事業法改正)

モバイル市場の競争を促進し、電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るため、電気通信事業法を改正し、2019年10月1日に施行。

1. 通信料金と端末代金の分離

- ◆ 端末の購入を条件とする通信料金の割引を禁止
- ◆ 通信契約とセットでの端末代金値引き等の利益提供の上限を設定

施行規則	2019年当初：原則 上限 2万円
	2023年改正：原則 上限 4万円

2. 行き過ぎた囲い込みの禁止

- ◆ 契約の解除を不当に妨げる提供条件のある契約を締結することを禁止

(施行規則：期間拘束 2 年まで、違約金上限1,000円 等)

競争ルールの検証に関するWG

2020年4月から「電気通信市場検証会議」の下で開催。

本規制の効果・影響や、料金等の提供条件、モバイル市場の競争環境等を検証し、毎年、提言として報告書を取りまとめ。

→ 提言を踏まえ、必要な制度改革を実施

現状

通信品質等が不安で乗換えを躊躇

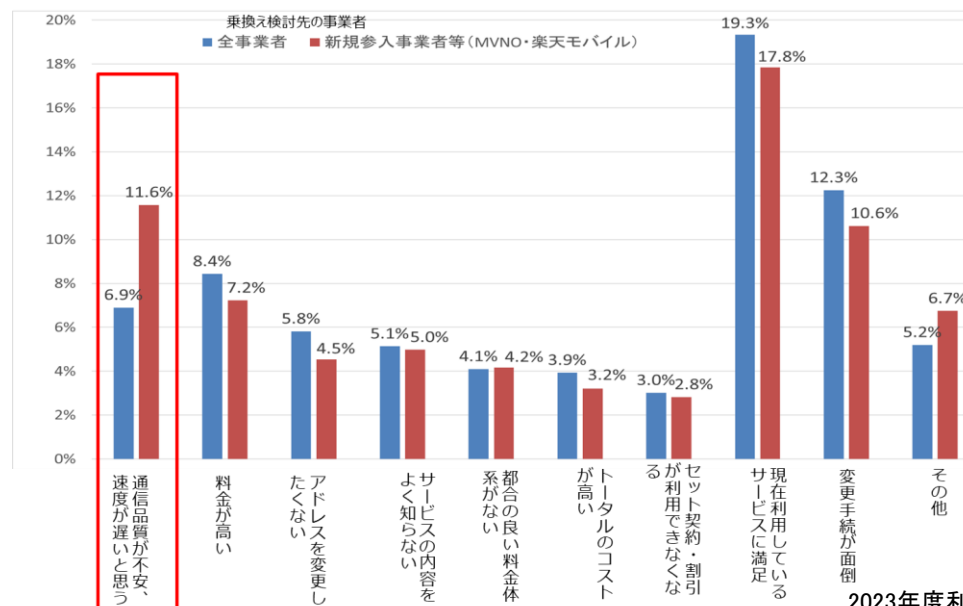
- 携帯電話市場の寡占状況が継続し、通信料金の消費者物価指数が1年前に比べ10%以上上昇しており、更なる競争促進が必要。
- 事業者間の乗換えの円滑化が重要であるが、利用者は、乗換え先として検討している事業者の通信品質等が不安であることで乗換えを躊躇。

考え方

- 利用者が乗換え先事業者の通信品質等を確認しやすくなるよう、**新規契約者に対する通信料金割引の提供を限定的に認める**（上限2万円・6ヶ月以内の通信料金割引に限る。）。

※現在、端末の販売等に際しないかつ継続利用を条件としない場合には、新規契約者に対し、2万円までの利益提供（キャッシュバックやポイント還元等）が認められているが、通信料金の割引はガイドラインで禁止。

他の事業者が提供するサービスに切り替えない理由



買取等予想価格の算出ルールの一統化

現状

買取等予想価格の算出における事業者の裁量が大きく、規制の趣旨を逸脱

- 令和元年以降、過度な端末値引きを規制してきたところ、端末購入プログラムにおいて買取等予想価格を算出するにあたっては指定事業者の裁量が大きいこと、事業者によって買取等予想価格が大きく異なり、利用者が負担する端末代金を過度に抑制しているケースもある。
- 端末本来の価値を反映しない買取等予想価格となり、本来の料金・サービス本位の競争が失われ、規制の趣旨を逸脱。

考え方

- **買取等予想価格の算出方法を一定程度統一化**することで、携帯事業者間の適正な競争環境を確保。
- 具体的には、「端末の販売価格 × **残価率**」という算出式※を用いて買取等予想価格を算出する。

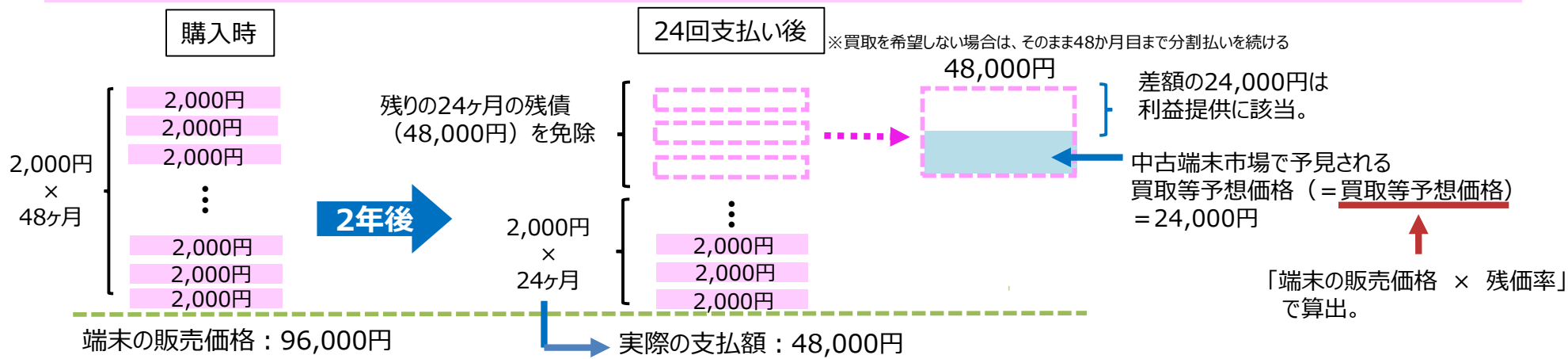
※その他考慮事項についても、考慮することが適当であると総務省が認める場合には算出に用いる。

算定にあたっては、中古端末事業者の端末買取価格の平均額（中古端末事業者の業界団体であるRMJが公表）を使用。

端末購入プログラムとは

- ◆ 端末購入プログラムとは、利用者が端末を分割で購入し、一定期間後に契約先の携帯事業者が**その端末を中古端末として買い取ることで、端末の残りの期間**（例：24ヶ月間）**の残債を免除する仕組み**。
- ◆ 携帯事業者各社は、端末購入プログラムを提供する上で、**買取等予想価格を算出する必要**がある。

【例】 端末購入プログラムを利用して、定価96,000円、分割期間48ヶ月（4年間）のスマートフォンを購入する場合



ネットワーク利用制限の対象縮小

現状

元の利用者の瑕疵により、端末の現利用者は通信サービスを突然利用できなくなることがある

- 携帯電話事業者は、犯罪等抑止の観点から、自らが販売する端末について、不正契約や分割払いに係る債務不履行の場合に、その端末の通信サービスの利用を制限している（＝ネットワーク利用制限）。
- 元の利用者の瑕疵（端末代金未払等）により、端末の現利用者は通信サービスを突然利用できなくなることがある。

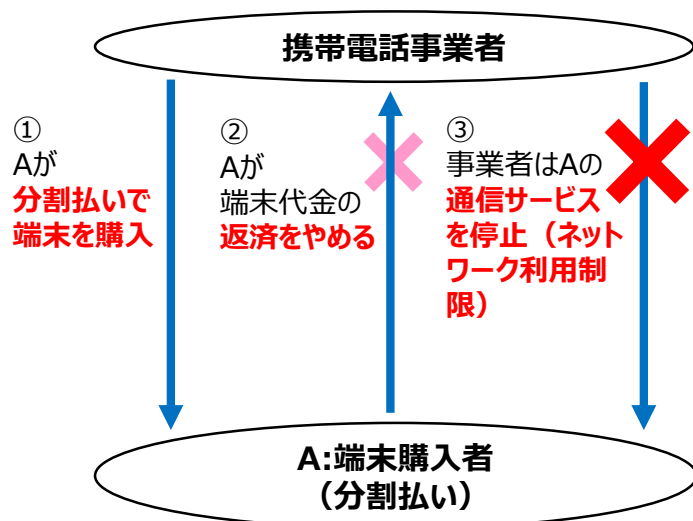
考え方

- 利用者利益の観点から、携帯事業者が**債務不履行の観点から実施するネットワーク利用制限を原則禁止**※。
- 他方、犯罪等抑止の観点から、ネットワーク利用制限に依拠しない取組（本人確認等）や、ネットワーク利用制限が許容される場合にその有効性を高めるための取組を行う。

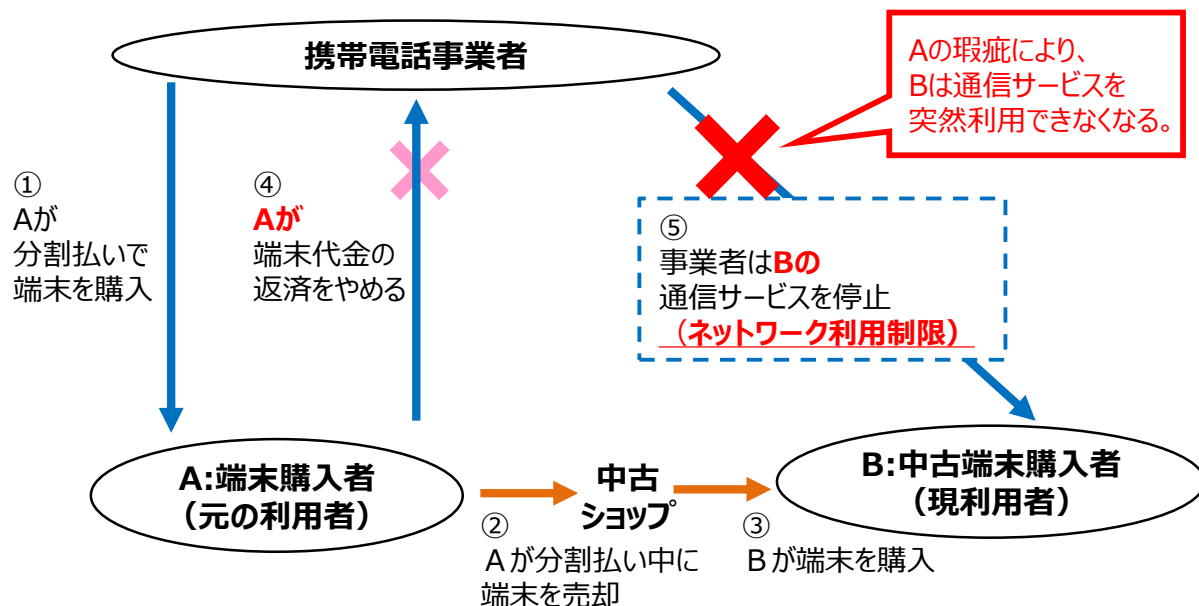
※犯罪抑止等の観点から、盗難等の犯罪行為・不正契約で入手された端末等に限って利用制限を認める。

ネットワーク利用制限による問題

通常の場合



分割払い中の端末が売却された場合



ミリ波対応端末の割引上限額緩和

現状

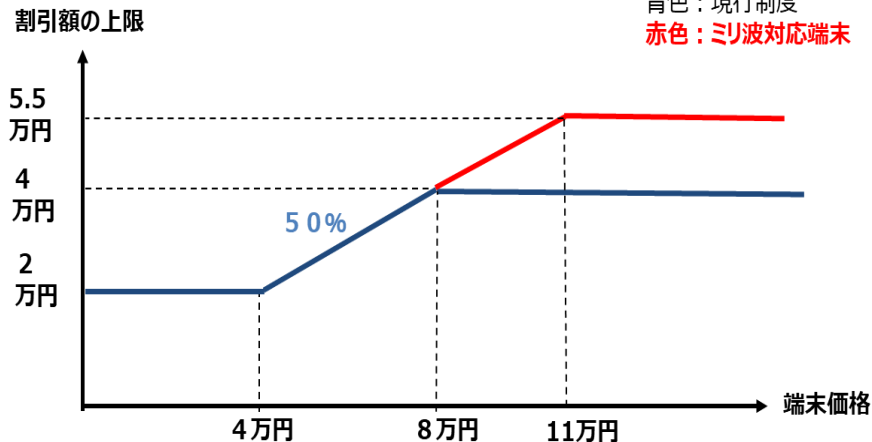
ミリ波の普及とミリ波対応端末の普及は「鶏と卵」

- 5Gの普及には高周波のミリ波が重要であるが、ミリ波は、インフラ整備、端末、そしてユースケースが「鶏と卵」の関係となっており、現時点では十分普及していない（スマートフォン出荷に占めるミリ波対応端末の割合は5.2%（2023年））。
- 端末のミリ波対応には追加コストがかかるが、利用可能なエリアがまだ限られている現状では、利用者は追加コストを支払ってミリ波対応端末を購入するインセンティブが乏しい。

考え方

- 利用者がミリ波対応端末を追加負担少なく利用できるようにするため、ミリ波対応端末の割引上限額を時限的に緩和。
- 国内におけるミリ波対応端末と非対応端末の同機種種の価格差の平均が約1.7万円であることを踏まえ、割引上限額を最大1.5万円引き上げる（割引上限額を原則4万円から5.5万円に）

端末の割引上限額



インフラ整備

機器・端末が少なく、ユースケースも限られているため、インフラ整備の投資インセンティブが少ない



ユースケース

利用可能なエリアが狭く、機器・端末も少ないため、ユースケースが創出されない

機器・端末

利用可能なエリアが狭く、ユースケースも限られているため、機器・端末が普及せず、コストも高止まり

出典：5G ビジネスデザインWG 報告書（2023 年 7 月公表）

不良在庫端末特例の見直し

現状

白ロム割の規制により、経年による端末価値低下に対応することが困難に

- 端末割引上限規制には、不良在庫端末（最終調達から一定期間が経過しても処分できていない端末）に関する特例がある。具体的には以下のとおり。
 - 製造が中止されていない端末
 - ・最終調達日から24か月経過で定価の半額まで割引可能
 - 製造が中止された端末
 - ・最終調達日から12か月経過で定価の半額まで割引可能
 - ・最終調達日から24か月経過で定価の8割まで割引可能
- しかし、令和5年にいわゆる白ロム割を規制したことにより、不良在庫の処分が困難となる。
- グローバル端末メーカーは、製造中止の判断を必ずしも日本だけで決定するものではない。

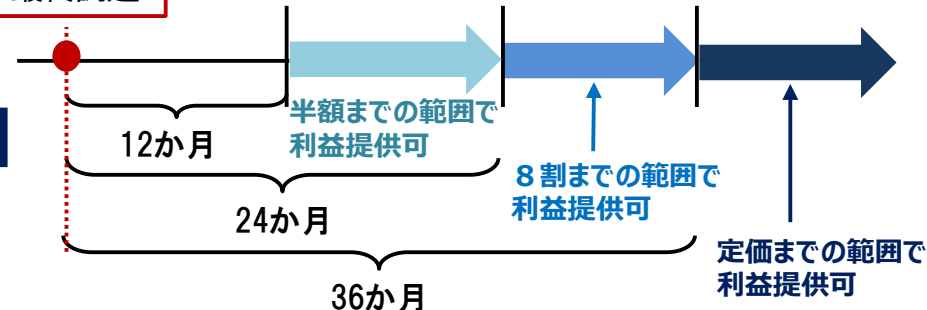
考え方

不良在庫を最終処分しやすくする観点から、以下のとおり見直し。

- 製造中止有無にかかわらず、最終調達日からの期間で割引上限を規定。
- 最終調達日から36か月経過で端末割引上限規制の対象外。
- 不良在庫端末特例は、あくまでも特例として不良在庫端末を処分させることが目的であることを踏まえ、端末購入プログラムとの併用は認めない。
- 発売開始から12か月以内に最終調達となった端末は、最終調達日を発売開始から12か月後とみなす。

最終調達

改正案



通信モジュール向け通信サービスの規律対象明確化

機能が限定的でない場合の取扱いを明確化する必要

- 電気通信事業法第27条の3では、規制対象のサービスを告示で指定しているところ、通信モジュール向け通信サービスは、携帯電話サービス等と競争環境が異なり、潜脱的行為のおそれがないサービスとして規制対象から除外されている。
- しかし、現行告示では、通信モジュールを「機能が限定的なもの」としているため、たとえ使用する場所、場面等が相当程度特定されていても、機能が限定的でないものは規律対象と解釈されるおそれがある。

- 使用する場所・場面等が相当程度特定されている通信モジュール向けの通信サービスは、携帯電話サービス等と競争環境が異なるものであり、機能が限定的でない場合も潜脱的行為のおそれがないサービスと考えられる。
- このため、使用する場所・場面等が相当程度特定されている通信モジュール向け通信サービスは、規律対象ではないことを明確化する。